

独立行政法人空港周辺整備機構 契約監視委員会
令和7事業年度 定例契約審査会議 審議概要

独立行政法人空港周辺整備機構

開催日時 及び場所	令和7年6月3日（火）10時00分～12時00分 （独）空港周辺整備機構 会議室		
委 員	委員長 大石 繁男（独立行政法人空港周辺整備機構 監事） 委 員 土井良 由美子（独立行政法人空港周辺整備機構 監事（非常勤）） 委 員 屋宮 憲夫（福岡大学法学部 教授） 委 員 林 桂一郎（弁護士） ※欠席		
会議内容	（1）令和6事業年度の契約実績に関する報告等 （2）審議対象契約に関する審議 （3）「令和6年度調達等合理化計画」の自己評価について （4）「令和7年度調達等合理化計画」について		
審議対象期間	令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）		
審議対象契約 （注）	区 分		件 数
	競争性のある契約	一般競争入札	12 件
		うち 複数応札案件	10 件
		うち 一者応札案件	2 件
		企画競争	0 件
		うち 複数応札案件	0 件
		うち 一者応募案件	0 件
		公募	0 件
		うち 複数応募案件	0 件
		うち 一者応募案件	0 件
	競争性のない随意契約		2 件
	合 計		14 件
委員からの 意見・質問 及びそれに対する回答	委員からの意見・質問		回答（空港周辺整備機構）
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会からの 意見表示又は 勧告の内容	別紙のとおり		

（注）審議対象契約の範囲

審議対象期間に締結した契約（予定価格が少額のものを除く。）のうち、次の契約を審議対象としている。

- ① 委員が抽出した案件
- ② ①以外の契約のうち、一者応札・応募であった一般競争入札等及び競争性のない随意契約

委員からの意見・質問及びそれに対する回答（１／４）

意見・質問（契約監視委員会）	回答（空港周辺整備機構）
騒音斉合施設大井その１ 非常用発電装置分解 整備業務委託【一般競争入札】 ○ 本業務委託にかかる、明電舎製の非常用発電装置の保守を行うことができる業者は、明電エンジニアリング以外に福岡県に存在しているのか。 ○ 本件は一者応札だが、初めての入札か。 ○ 一者応札を解消することが、競争入札にした意義だと思うが、明電エンジニアリング以外の事業者で保守業務が安全にできる業者が存在しないか確認してもよいのではないかと考える。 ○ 例えば、類似の発電装置を設置している施設において、どのような入札結果になっているか実態を把握することはできないか。 ○ 次に、同様の契約が巡ってくるのはいつか。 ○ ８年後は機構が廃止される予定であるため、承継事業者にもこのような情報を承継する必要があると考える。 ○ 入札価格は前回からどれくらい上がっているか。 ○ 物価や人件費の上昇で、他の契約と比較して８年間で３割上昇はやむを得ないという認識で良いか。	○ 実際に存在しているかについては、把握していないのが実情である。 ○ 平成 28 年にも一般競争を行っており、同じく一者応札であった。 ○ 今回入札に参加した明電エンジニアリングは、明電舎製品のメンテナンス部門を担う明電舎の子会社である。当該非常用発電装置は明電舎独自の設計・部品により製造されていることから、他の事業者は、本件業務委託を請負うことは、利益を考えるなかでも厳しいと判断し、これまで結果として一者応札となってきたのではないかと推察している。 ○ 可能な範囲で情報を入手するのは可能と考える。 ○ ８年後である。 ○ 承知した。 ○ 前回の 1,200 万円から 400 万円程度上がっている。 ○ そのとおり。

委員からの意見・質問及びそれに対する回答（２／４）

意見・質問（契約監視委員会）	回答（空港周辺整備機構）
令和６年度 福岡空港周辺土地履歴調査業務 【一般競争入札】 ○ 本調査業務において、当初契約金額と変更後の契約金額に大きく乖離があるが、どのような理由か。 ○ 当初契約の入札結果を見ると６位までは金額が大きく変わらないため、フェイズⅡを一般競争にすれば、安く実施できるという事業者が他に出てくる可能性があるのではないか。 ○ フェイズⅡはあくまで変更契約であるにも関わらず、本体契約より契約金額が相当大きい。その金額の妥当であるということを担保するためにもフェイズⅡを一般競争にすれば妥当な金額に落ちてくるのではないか。 ○ 変更契約で契約額が大幅に増える場合、再入札を検討するというのが一般的だと思うが、機構の規程にはそのようなルールは見当たらない。契約金額が一定割合増える場合は、再入札する等のルールが必要ではないかと考える。 ○ フェイズⅡを一般競争入札で実施すると期間はどの程度伸びるのか。 ○ 移転補償事業の場合は、スケジュール的に厳しいことは理解した。	○ 当初契約で土壌汚染の履歴調査（フェイズⅠ）を実施した結果、土壌汚染の恐れがある箇所が見つかったため、変更契約を実施し、土壌を採取して試料を分析する調査（フェイズⅡ）を追加したことから、最終契約額が上がったことが理由となる。 ○ 仮にフェイズⅡを一般競争にした場合、どのくらいの参加者となるか分らないが、フェイズⅠと異なる事業者となった場合でも、フェイズⅠの事業者からフェイズⅡの事業者へ成果品を引き継げば業務上は可能だと考える。 ○ フェイズⅡの調査は費用がかかるため、積算金額が高く設定されているが、当初契約の落札率４９．９％を設計変更の積算額に掛けており、結果として８回の見積徴収で落札している。よって、金額の妥当性は担保されていると考える。また、移転補償事業は、単年度で土壌汚染調査、測量調査等を完了させる必要があるため、従前より、フェイズⅡは委託元である大阪航空局とも調整のうえ変更契約で実施してきたという経緯がある。 ○ フェイズⅡを一般競争で実施すると単年度で調査を完了できないリスクが発生してしまうことが変更契約を採用している大きな理由と認識している。 ○ 変更契約にしたことで、１２月２７日で完了となっているところ。新たな入札手続きとなれば、少なくともプラス２ヶ月程度は必要になる。よって、スケジュールがスムーズに進んでも完了は３月以降となる。また、相手方に建物等があればその後、撤去の期間も必要となる。

委員からの意見・質問及びそれに対する回答（３／４）

意見・質問（契約監視委員会）	回答（空港周辺整備機構）
○ 本件に関しては厳しかったとしても、一般論として妥当性を担保するための仕組みを構築する必要があるのではないか。 デジタルカラー複合機３台外１点の賃貸借及び保守等業務【一般競争入札】 ○ 入札説明書交付５者中、申請者が２者しかないというのは、一般的に考えると少なすぎる気がするが、その要因はどうか。 ○ 本件は低価格入札調査の対象となっているが、積算と実際の入札額の内訳で大きく違う項目は何か。 ○ 低入札価格で応札しているが、不具合が起こった際に十分に対応できる保証が担保されるかについて、どのように評価したのか。 ○ 一般的にいうと複合機自体の価格を安くして、保守の部分で利益を出す方がトータルでは高くなる傾向にある。そのような場合に、競争参加資格の等級からＡ、Ｂ等級を外すのがよいかは議論の余地があるのではないか。Ａ、Ｂ等級の方が保守で利益を取るという傾向が販売店より薄いのではないかと考える。 火災保険契約【一般競争入札】 ○ 一者応札となっている理由は何か。	○ 委員からのご意見を踏まえ、今後検討したい。 ○ 今回競争参加資格の等級はＣ等級とＤ等級であったが、入札説明書交付５者中３者がＡ等級であり参加資格がなかったことによるものとする。 ○ 落札業者に確認したところ、メーカーとの協力関係で、賃貸借料を随分抑えることができたという。また、積算にあたり、業者から徴取した参考見積は割引率が考慮されていないなかで、実際の入札においては割引を考慮した入札が行われている点も要因の１つと考える。 ○ 低入札価格調査において、過去の受注実績も確認しており、特に福岡市役所での実績が多かったため、問題無いと評価した。 ○ 主要損害保険会社が、独占禁止法に違反する行為により、令和６月１２月３日から令和７月３月２日まで指名停止措置になっていたことから、一者応札になったものではないかと考えられる。

委員からの意見・質問及びそれに対する回答（４／４）

意見・質問（契約監視委員会）	回答（空港周辺整備機構）
○ 積算見積比較の際、参考見積徴取したが入札に参加していない業者があるのはなぜか。 ○ 今回は例外的な状況だったということか。 共益費（水道、ガス料金等）、事務所電気代 【競争性のない随意契約】 ○ 特に意見なし 令和６年度 独立行政法人空港周辺整備機構 調達等合理化計画の自己評価について ○ 「調達等合理化計画」にない新たな取組に「令和１１年３月に予定されている機構の廃止に向け、今後騒音斉合施設に係る大規模改修工事が多数実施される予定であるため、所要の改正を行い、令和７年度契約から柔軟な工期設定を可能とした。」と記載されているが、所要の改正とは何を改正したかが分かるように、機構の取り扱いの文書を改正したのであれば、それを明確に記載した方が良いと考える。 令和７年度 独立行政法人空港周辺整備機構 調達等合理化計画について ○ 特に意見なし。	○ 指名停止の対象となっていたため入札不参加であるが、前回落札した業者であるため参考見積を徴取した。 ○ そのとおりの認識である。 ○ これから機構廃止、事業承継に向けて単年度で終わらない工事等が出てくる可能性が予定されているので、そういったものに対応するために事業年度を跨がる契約も可能とするように機構内の規程を改正したため、明確にわかるような記載ぶりに変更する。

委員会からの意見表示又は勧告の内容

- 技術的な側面から一者応札になりやすい設備の応札のあり方について、同様の施設を保有している他組織が実態としてどのような管理をしているか実態把握をしていただきたい。多くの組織が一者応札いうことであれば一般論としてやむを得ないという客観的根拠になり得る。
- 変更契約のあり方について、本体の契約金額より変更部分の契約金額が大きなウェイトを占めるとなると、追加の部分の金額の妥当性について疑義が生じる。妥当性を担保するためにも、変更契約のあり方について、例えば変更割合の基準を設けて、取り扱いが適正であるということが担保されるような仕組みを構築できないか検討をお願いしたい。
- 一般的に火災保険やコピー機の賃貸借は一定程度の応札があるのが実態だが、機構の場合においては、必ずしも多数の応札がある訳ではないため、応札業者を増やすような工夫、努力を検討しては如何か。可能な限り応札業者を増やすという観点から、競争参加資格等級を下位方向に限定することが適切かどうかということも含めて検討をお願いしたい。